

令和2年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：令和2年11月17日（火）

午後2時から午後3時45分

場所：県庁9階 第一会議室

1 開会

2 挨拶（環境生活部鈴木部長）

3 議事

※9月から新しい任期となったことから、議事の前に鈴木環境生活部長を仮議長とし、会長と副会長の選出を行なった。庄司委員から「事務局案」との声が上がり、事務局からは会長を西川委員、副会長は星委員と熊谷委員を提案し、事務局案のとおり会長・副会長が選出された。

（1）会議の成立

15名のうち13名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員

西川委員（会長）、星委員（副会長）、氏家委員、熊谷委員（副会長）、加藤委員、浅野委員、三枝委員、庄司委員、立花委員、庄子委員、佐々木仁委員、高橋敏也委員、高橋伸治委員

欠席委員

大友委員、佐々木圭亮委員

（2）会議内容

議題「食の安全安心の確保に関する基本的計画（第4期）」案について

【 西川会長 】

はい。それでは早速ですが会議に入りたいと思います。

まず当会議ですが消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者から構成されております。

それぞれの立場から、貴重な御意見を広く頂戴する場にしたいと思っておりますので、議事進行の御協力を含めて、よろしく願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。まず、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（案）につきまして、審議いたします。

なお、今回の審議結果をもちまして、県知事へ答申する予定としております。

また説明後の質疑は、時間の関係もありますので、簡潔にお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それではまず、事務局の方から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

それでは、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（案）につきまして、資料に基づきまして御説明したいと思います。

まず最初に、資料1を御覧ください。これまでの経緯や計画の概要を取りまとめた資料

となります。表紙をお開きいただきまして1ページ目でございます。「第4期計画の策定趣旨」となります。計画本文では、1ページから3ページに該当する部分となります。タイトルの下のハコ書きを御覧いただきたいと思っております。「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき、今年度で終了します第3期基本計画の実績、推進会議の評価や食を巡る情勢の変化等を踏まえて内容を見直し、令和7年度までの5年間を計画期間とする第4期計画を策定するものでございます。

2ページを御覧ください。計画策定の経過でございます。①に記載のとおり、今年2月に本推進会議に諮問し、②に記載のとおり、これまでに2月、8月の計2回御審議をいただいております。ここでお手元の資料2を御覧いただきたいと思っております。8月に開催いたしました前回の推進会議で、委員の皆様から頂戴いたしました御意見の計画への反映状況でございます。

個別施策における変更内容について御説明いたします。表の一番上、施策2の「GAP」につきましては、GAP指導員の確保・育成の具体的な方法を整理する必要があるとの御意見がありましたことから、指導員確保・育成の具体的な手法、教育機関への支援について追記いたしました。

続きまして、施策5の「カドミウム低吸収性イネ」につきましては、時間がかかる取り組みであることがわかるようにしてほしいとの御意見がありましたことから、「新品種選定・導入の判断材料」と表現を修正いたしました。

続きましてその下になりますが、ホームページによる情報発信について、誰を対象とし、どのように発信するのかがはっきりさせてほしいという意見がありましたことから、施策24に「情報発信の対象を考慮しながら」という表現を追記しております。

続きましてその下でございます。「GAP」の取り組みについて、消費者へのアピールも必要との意見があったことから、施策26に「消費者の理解促進に努める」といった内容の文章を追記いたしました。また、こちらの文章につきましては、パブリックコメントでも御意見をいただきまして、さらに修正を加えてございますので、後ほど説明させていただきます。

続きましてその下でございます。新型コロナウイルス感染症を考慮し、新しい生活様式に沿ったやり方を計画に盛り込めないか、との御意見がありましたことから、施策28の食育推進の啓発手法について、「デジタルコンテンツの有効活用」を追記しております。

続きまして、施策29の「リスクコミュニケーションの充実」については、ホームページの目的などから再考してほしいとの御意見がありましたことから、全文を書き換え、ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」の設置目的等についての記載を追加いたしました。

一番下の行でございますけれども、新型コロナウイルス感染症を考慮し、新しい生活様式に沿ったやり方を計画に盛り込めないかとの御意見がありましたことから、「第5 計画の推進」の中に、施策の実施にあたっては「新しい生活様式」に配慮して実施することを追記いたしました。

以上が、前回の推進会議でいただいた皆様からの御意見の反映状況でございます。

先ほどの資料1にお戻りください。2ページでございます。上から3段目でございます。先ほどの推進会議委員の皆様からの御意見により修正いたしました計画案について、9月18

日から、10月19日までの約1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしました。その内容について御説明いたします。

資料3をお願いいたします。パブリックコメントの実施結果と頂いた御意見になります。

2の「第4期計画に対する御意見」を御覧ください。2団体、3名の個人の方から、延べ37件の御意見を頂戴いたしました。

3の「御意見の内訳」ですが、項目毎に頂いた御意見の件数を記載しております。健康食品への対応に関する御意見を最も多く頂いております。

続きまして、具体的な御意見の内容と県の考え方を御説明いたします。次のページをお開き願います。御意見につきましては類似のものを集約して記載しておりますことを御理解いただきたいと思います。

それでは、まず一覧表の見方について御説明いたします。中央列の「各課の検討結果」の欄につきましては、「変更する」とありますのは、本文そのものを修正したものでございます。「現状維持」とは、本文までは修正せず事業の実施段階で十分配慮していくということになってございます。また右欄の「基本計画に係る各種施策での今後の方針」の欄には、県の考え方を記載してございます。本文を修正したものは、「変更の場合の校正内容」の欄に、県の考え方と修正内容を記載してございます。本文を修正していないものにつきましては、「現状維持の場合の今後の方針・対策等」の欄に、県の考え方を記載してございます。さらに、先ほど延べ37件の御意見を頂戴したと御説明しましたが、同じような内容の意見もありましたことから、8件に整理させていただいております。

それでは具体的な内容について御説明いたします。まず、一番上の施策9に関わる御意見です。HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを受け、周知だけではなく導入に向けた技術的支援について記載してほしい、という内容でございます。この意見についてでございますけれども、その隣の「変更の場合の校正内容」の欄を御覧ください。施策9には、「宮城HACCP導入・実践支援制度」について記載しており、この制度は、もともと事業者からの相談に応じて技術等の支援を行う制度でございます。これまでの記載では制度の中身が分かりにくかったため、「事業者の規模や衛生管理状況、取り扱う食品の特性に応じた技術的な助言」等の文言を追加いたしました。

次に、施策15及び19に関する御意見について御説明いたします。いずれも健康食品への対応についてのものでございます。上の欄は「監視指導の実施」、2番目の欄は、「表示の真正性」、めくっていただきまして、一番上は「インターネットで個人輸入し販売される製品の監視について実施すべき」という三つの御意見を頂戴しております。

これらの御意見につきましては、表面に戻っていただきまして、中段の真ん中太字の部分、施策15に健康食品の不適切な製品の流通や健康被害発生を防ぐための監視指導に取り組む内容の文章を追加いたしました。その下の段落にありますとおり、施策19も修正してございます。こちらは、食品表示の監視指導に関する施策ですけれども、「健康食品」の文字を追加いたしました。虚偽誇大広告を含めた健康食品の表示を監視してまいりたいと考えてございます。

再びページをおめくりください。施策21の行を御覧いただきたいと思います。食品表示法が施行され、表示ルールが変更されたことを受けまして、消費者への周知徹底を求める御意見となっております。この御意見への対応につきましては、右側の「現状維持の

場合の今後の方針・対策等」の列を御覧ください。施策21では、食品表示についての相談に応じるとともに、要請に応じて食品表示に関する講師派遣を行うことなどを記載してございます。今後も、希望に応じて講師を派遣するとともに、消費者向けの食の安全安心セミナーなどにおいて説明する機会を設けてまいりたいと考えてございます。

続いて、施策24の行を御覧ください。貝毒について、ホームページ等で消費者向けの情報発信をしてほしいという御意見でございます。この対応につきましては、右側の「現状維持の場合の今後の方針・対策等」に記載のとおり、当課、食と暮らしの安全推進課におきまして、貝毒についての消費者向けホームページの見直しを進めているところでございます。今後、より一層消費者に分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えてございます。なお、本日、そのホームページを更新いたしましたので、後ほど御自宅で御確認いただければと思います。また、御意見等ありましたら、教えていただきたいと思います。

続きまして施策26の行を御覧ください。GAPにつきましては消費者にとってもメリットがあることが、伝わるように工夫してほしいという御意見でございます。これは委員の皆様意見を受けて、先ほどの資料2で修正したと説明した部分ですが、パブリックコメントでも意見を頂きましたので、その内容に沿って修正をしたものでございます。隣の「変更の場合の校正内容」の欄を御覧ください。GAP認証を取ることは、生産工程における食品安全や環境保全等を確保する取組を第三者が審査している点など、消費者にもメリットがあることから、これらが伝わるように、情報発信に努めてまいりたいと考えてございます。GAPへの理解を促進する取り組みは、環境保全型農業の取り組みと重なる部分が多いため、環境保全型農業の理解促進の文章に太字部分がありますとおり、「農産物の安全性等を確保するGAP」の文言を追加する形とし、GAPについてもPR販売会や交流会を通じた理解促進を図る表現といたしました。

次の5ページを御覧ください。最後の御意見、食の安全安心消費者モニターの登録数を増やすために、若者や子育て世代が参加しやすい企画やオンラインを利用した参加企画等の手法を検討してほしいという内容でございます。この対応につきましては、右側の「現状維持の場合の今後の方針・対策等」の列の欄に記載のとおり、県といたしましては、若者や子育て世代の登録の促進が必要と考えておりますことから、企画や手法などを工夫してまいりたいと考えてございます。県民の皆様御意見に対する県の考えについては以上となります。

資料1の2ページ目にお戻りいただきます。第4期計画策定のスケジュールです。下から3段目のところを御覧ください。本日の審議が、推進会議として第4期計画の最後の審議となる予定でございます。下から2段目でございます。本日の審議を経まして、本会議の会長から宮城県知事への答申をいただく予定となっております。一番下、最終的には令和3年2月定例会に議案を上程し、県議会の議決を経て策定作業が終了するという計画になってございます。

続きまして、次のページ、3ページ・4ページをお開き願います。計画本文の5ページから9ページに記載している内容でございます。3ページには、第3期基本計画の主な取り組み成果を、4ページには、主な課題をそれぞれ記載してございます。4ページの課題ですが、「(1)安全で安心できる食品の供給の確保」では、「環境型保全農業の取り組み支

援」、「GAPの指導者育成」、「HACCP制度化に伴う周知・導入支援」、「特用林産物の生産再開支援」等を継続して行う必要があるものとしてございます。「(2) 食の安全安心に係る信頼関係の確立」では、「環境保全型農業の取り組みの理解促進」、「幅広い年齢層の県民意識の把握」を課題としております。「(3) 食の安全安心を支える体制の整備」では、「食の安全安心対策本部を中心とした部局横断的な体制の維持」や、「関係機関の十分な連携」が今後も必要と整理してございます。

5ページをお開き願います。「第4期基本計画の施策大綱」となります。第3期計画から引き続き、「安全」、「安心」、「協働」の三つの柱立てとしてしております。

6ページでございます。計画策定のポイントとして、三つの施策大綱ごとにまとめてございます。

ローマ数字Ⅰの「安全で安心できる食品の供給の確保」に関しては、「生産体制支援の継続」、「HACCP導入の支援」、「監視・指導の徹底の継続」、「食品の放射性物質検査の継続」をポイントとしております。

ローマ数字Ⅱの、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」に関しては、「食の安全安心に係る情報の県民への分かりやすい提供」、「環境保全型農業、GAP等の理解促進」、「消費者と生産者・事業者及び県の協働による県民総参加運動の展開」をポイントとしております。

ローマ数字Ⅲの「食の安全安心を支える体制の整備」に関しては、「食の安全安心対策本部を中心とした食の危機管理対応体制の継続」、「行政機関や関係団体との連携による、食の安全安心の推進」をポイントとしております。

7ページをお開き願います。計画の施策体系です。大分類から施策番号までを一覧にして整理してございます。三つの大分類に対して合計42の施策を計画してございます。

8ページを御覧ください。計画の数値目標を一覧としたものでございます。一番右側の備考欄に白丸がついているものが新規の目標、黒丸がついているのが項目を変更した目標となっております。令和元年度の実績値を基準として、令和7年度における目標値を設定してございます。合計で27の目標設定となっております。

いくつか、丸印をつけた項目の目標を説明させていただきたいと思っております。

右側の備考欄、一番上の黒丸の項目ですが、これまでは、「環境保全型農業取組面積」を目標項目としておりましたが、県では環境保全型農業に取り組む生産者団体等を対象に、交付金により支援しており、この取り組みが、環境保全型農業を推進する上で重要であることから、「環境保全型農業直接支払交付金取組面積」に変更してございます。

続きましてその一つ下の2番目の黒丸でございます。これまでは、「GAP導入団体数」を目標項目としておりましたが、国の食料・農業・農村基本計画において、「国際水準GAPの導入を推進する」という施策方向が示されたことを踏まえ、「国際水準GAP導入・認証総数」に変更しております。

3つ下の白丸でございます。東京電力福島第1原子力発電所事故の影響により、原木きのこの出荷制限を受けている特用林産物生産者がいることから、早期の出荷制限解除を目指すために、「原木きのこ出荷制限解除生産者数」という新たな目標を設定いたしました。

その下の黒丸です。これまで、「食材王国みやぎ」のホームページアクセス数を目標としておりましたが、より食の安全安心に直結する情報を掲載している「食の安全安心ホーム

ページアクセス数」に変更しているところでございます。

その下の黒丸，学校給食に関する目標項目ですけれども，これまでは「地場産野菜の利用品目割合」と、「みやぎ米を使用した米飯使用率」を目標としておりましたが，肉類や魚介類，林産物なども含め，「地場産農林水産物の利用品目の割合」に変更してございます。

ここで，資料1から3まで説明してまいりました。資料4は計画本文となっており，資料5は関係事業の一覧となっておりますので，これらにつきましては，御参考にしていただきたいと思いますのでございます。

以上で，第4期計画の最終案の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく御審議賜りますよう，お願いいたします。以上でございます。

【 西川会長 】

はいありがとうございました。

それではただいま説明がありました計画案につきまして確認をしたいと思えます。

この計画案ですが2月に宮城県知事から諮問されたことを受けて，これまで2回推進会議で審議を行いまして，9月から10月に県民の皆様からの御意見募集を経て策定されたものとなっております。

それでは各委員から御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

どなたでも結構ですが，御意見あれば，ぜひお願いいたします。

加藤委員よろしいですか。

【 加藤委員 】

これまでにたくさん意見を言わせていただきましたので，大丈夫です。ホームページも更新していただいたということなので，後で確認させていただきます。期待しております。

【 西川会長 】

少し御覧いただいてからで結構ですので，今，説明あった部分について，御意見あればと思いますが。

どうぞ。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

私ホームページを更新したと申し上げ，すごく期待しているかもしれませんが，期待に沿えるかは自信がないのですが，リンクだけ貼っているのではなく中身を変えてリンクも貼ったという内容となっております。

また皆さんから御意見をいただきながら，やっていきますのでよろしくお願いいたします。

【 西川会長 】

更新をしたということですので，御覧いただいて，また御意見いただければと思います。いかがでしょう。

資料1・2・3と説明ございましたけれども，皆さんの方から，この内容少し分かりにくいということなどがあれば，御意見いただければと思うのですが，全く遠慮せず言ってい

ただければと思います。

はい。どうぞ、お願いいたします。

【 三枝委員 】

数値目標が大事だと思いますけども、今回初めて見せていただきまして、ちょっと理解できないものですから教えてほしいのですが、例えば、食品の監視指導率が基準値の令和元年が116%、目標が100%となっている。その次のところでも、林産物の放射性物質検査の計画に対する実地率が現状120%で、令和7年の目標が100%で後退したような感じを受けるんです。この、実施率というのは100%が最高だろうと思いますけど、120とか、116という数字が出てくるのはどういうことなのでしょう。

このままだと何となく施策が後退したように受け取れるのですが何か表現を変えたほうが良いと思います。

【 西川会長 】

表記の仕方の御質問だと思いますので、そのあたり少し工夫してもいいのかなということですね。承知しました。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

食品の監視指導率につきまして当課の所管でございますので私から話しますと、まず食品施設の監視につきましては毎年年度計画を立てて、それに基づいて、例えばこの施設は何件回りますよという計画を立てるのですが、その計画以上に回ると100%を超えることになってしまうので、実績としては結果的に百十何%のようになっております。

ただ、少なくとも今先生おっしゃられたように、100%やれば、それが最高ということでございますので、表現の仕方は、ややこしくなっているので、実際の数字がそこに乗っかっていることを御理解いただければと思います。

【 西川会長 】

その他いかがでしょうか。

どうぞ。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

何度もすみません、今はもう会議の開催もですけれども、みなさんおっしゃるとおり、コロナ禍の中でいかにやっていくかというところが問題になっているところでございまして、施策の中で新しい生活様式をいかに定着させていくかということもあると思います。

それぞれ42の施策の中で、全部が全部反映できるかどうかはわからないのですが、少なくともいろんな講習会などありますので、その際には感染予防を、まず第一に考えてやっていきたいと思っております。

それから、デリバリーでの食中毒・事故という話もありまして、厚生省の方からも、こういうことをしては駄目だよ、というような通知が来てございますので、これまでの固定店舗の衛生管理に加えて、デリバリーにあわせた衛生管理というのをしっかりしていかな

ければと思っております。

それを、個々具体的に施策の一つずつ落としていかないとと思っております。これは基本的な計画でございますので、それを踏まえながら、施策を実施していきたいと思っております。

【 西川会長 】

はいありがとうございます。

皆さんの方から、氏家さんお願いします。

【 氏家委員 】

情報提供のことで、対象者とか、それから発信の具体性というふうなことで、ホームページ見せていただいたのですけれども、とても分かりやすくなったという印象で、一般の方がのぞいてもすぐにアクセスできて、そしてたどり着けるようで、対象者もはっきりして、すごく良くなったと感じました。

これからコロナ禍を経て、そういったパソコンなどからの情報をキャッチすることが、今後増えてくると思いますので、それに合わせて、なおまた、よろしくお願ひしたいと思ひました。よろしくお願ひいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

ありがとうございます。

これからウェブというのは、情報を得る手段の大きなものと考えてございますのでホームページばかりでなくいろんなもの、今ではFacebookはもう古いんだとも言われてますけれども、Instagramとか、Twitterなんかもございますので、県の媒体、県でもいろんなものを発信してございますので、ホームページだけではなく、あらゆるものを活用いたしまして情報発信したいと考えてございますので御理解いただきたいと思ひます。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

いかがでしょう。どうぞ。

【 高橋伸治委員 】

今回初めて参加させていただいたので、ちょっと見当違いな部分かもしれないのですけれども、「HACCPを踏まえた自主的な衛生管理体制整備の推進」という部分の流れを受けての、基本計画第4期の施策体系の大分類Ⅰの中分類1の小分類(3)のイ、「HACCPをふまえた自主的な衛生管理体制の整備の推進」という部分、施策9の部分を受けての数値目標は、HACCP研修会参加施設数という部分が、110から200という部分なのですが、今後の課題になってくるのだと思うのですが、そもそも論は、我々の部分というか食品工場の部分で、大きい事業所から小さな事業所までありまして、法律だとかそういった部分というのは、どんどんHACCPやりましょう、ISOとりましょうっていう部分はあるのですけれども、実際に個々の企業でとなると、当社の場合は、たまたま

義理の兄がそういう部分に興味を持って自分で取り組んで、ISOだとか、取るようにしているのですが、いわゆる品質管理の専門人材を確保できる会社とできない会社がまずあるという部分と、専門人材は、当然給与も高いですし、変な話、小さな会社に何で俺行かなきゃいけないの、みたいなのも現実問題としてある部分で、圧倒的に専門的な人材は少なく、その教育だとかそういう部分を有する人材の教育とかが、まず、仕組みとして追いついてない。民間だと、大手さんですら、誰かいい品管の方いないですかって逆に聞かれたりします。いや、うちが欲しいくらいですよというふうになる。この辺の分野というのはコンサルさんだとか、講師さんはいっぱいいます。でも、申し訳ないけれども座学なんです。現場の部分、その食品工場にしっかりと入って、ほぼ常勤に近い形で、工場の衛生管理を、やってくださる人材は本当に少ないんですね。

今回、大学の先生方いらっしゃるんですけども、県として、ライセンス制なのか、その教育システムの中に、大学の中に品質管理の専門過程とか品質管理の部分を養成するだとか、就職した際には、すぐに即戦力として活躍できるだとか、あとはそういう人材に対しての給料の部分、何らかの形でその企業に予算というか何かをやらないと、幾ら勉強会やったところで、参加できる企業すらいらないというか、まずその送り出す人材がいない。勉強会に行っても、その勉強の中身を理解して、それを今度、現場に持ち帰って落とし込める人がいないのです。

ここの部分の草の根レベルの教育指導という部分を、きちっとしないと、絵に書いた餅になる気がしてならなかったものですから、これが今後の部分というのであれば私の話は全然見当違いで申し訳ないのですけれども、そういう実態もございますということです。

【 西川会長 】

いかがでしょう。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

なかなか難しい問題とっております。確かにもう国の制度が、今から来年から始まるといった状況でございます。確かにその人材というのは明らかに不足している。ましてや保健所の方でも、本当にHACCPというのを理解して、私も含めてですけども、できるかっていうとそうでないという実態もございますので、資質の向上というのはやっぱり一番の課題なのは間違いないところでございます。

その資格につきましては、食品衛生監視員、あるいはその管理者という資格は、大学で一定以上の単位を取る、あるいはコースが選択できますので、そうした方であれば取得できますけれど、その方が学校を出て会社に入ってからすぐにできるかというとなかなか難しいと思っております。その辺、大企業さん、中小企業さん、いろいろ立場あると思っておりますけれども、人材育成につきましては、行政機関も含めた課題と認識してございますので、どのように進めていけば解消できるかというのを、みんなで考えていきたいと思っております。

【 西川会長 】

ありがとうございます。お話あったとおりののだと思うのですが。大学でも当然先ほど

の食品衛生監視員とか、そういう資格を取れることになってまして、ある程度の単位を取れば、私どももそうですし、尚綱も白百合もそうだと思うんですね。

その一方でHACCPへの対応ということも、学会レベルでは動いてまして、私の大学でも、講習を行うことでHACCPの学会による資格というのがございます。ただ、これは正式な資格じゃなくて学会の資格ですので、即戦力に役立つかどうかまだ分かりませんが、ある程度、教育の中で、HACCP対応できるような人材、プランニングぐらいまではできるように、講義の中で行っているところです。そういった大学卒業生がいきなり社会に出て、すぐに役立つか分かりませんが、そういう資質を持っている者を、そろえようとしているところですので、行政と力を合わせて、民間の方々にそういう人材を供給できればと思います。

その一方でやはり民間の方も、実際にHACCPのことを知っている人を取りたいというのはわかるのですが、これはその人が持っている・分かっているだけでは意味がないので、実際にその会社の中のトップも含めて、現場で働いている人全員がその方向に向かないと幾ら制度を導入してもうまくいく問題ではないので、その辺りは会社の方でも経営者の方、実際の現場の方々含めての社員の教育をもう一層行っていただかないことには、うまくいかないことも、御理解いただければと思います。

行政、それから会社の方々含めて同じ方向に向いていくことを考えないとこれはうまくいかないで、ぜひお願いしたいと思います。

【 西川会長 】

はい。その他いかがでしょう。何か御質問等あれば。いかがでしょうか。
立花委員どうぞ。

【 立花委員 】

資料2の方ですね。食の安全安心に係る信頼関係の確立の(3)のリスクコミュニケーションというところで、放射能関係の原発関係のことを書いてあるのですが、この部分については2行目で、「取り巻く状況が大きく変化しました。」とありますが、今この策定している段階で、それ以上の変化が起きているわけです。政府の指針として、海洋放出ありきの方向に、ほとんど固まろうとしている状況もありますし、女川原発の再稼働という問題がありまして、放射能に対する消費者の考えというのは、また関心が非常に高くなっていくということで、この対策いろいろ書いてあるのですが、県の方にも、もっとその辺を踏まえながら、もっと強く力を入れて対策してもらわないと、また風評被害ということで、私は漁協なのでありますが、水産物の生産に大きな影響を与えてしまうということで、この辺県としても力を入れて対策を立ててもらいたいということで一言話させてもらいます。

【 西川会長 】

いかがでしょう。どうぞ。

【 水産林政部 石田次長 】

それでは、水産の方から御質問というか御意見をいただいたので、お答えしたいと思います。

A L P S 処理水の取り扱い、いろいろ報道がされているのですが、正式な方針はまだ決定されていないと承知しています。

県といたしまして処理水の海洋放出は、当県だけではなく全国的な水産業にも大きな被害を及ぼすという心配があるため、これまでも国に対しては、「国民の理解が得られるように、丁寧な説明のうえで、慎重に取り組んでいただきたい」、また「正確な情報を丁寧かつ継続的に粘り強く発信していただきたい」、あとは「国民的な議論の上で基本的な方針を決定してほしい」という要望を伝えております。

今後とも、まず風評被害が一番心配されるので、風評が起きないような対応をとっていただくというのを強く要望しながら、引き続き国の対応を注視していくというのが今の段階かと思っております。

【 環境生活部 鈴木部長 】

ただいま説明がありましたのはA L P S 処理水のことなのですが、A L P S 処理水につきましては、ただいま説明したとおりでございます。加えまして、今、女川原子力発電所2号機の再稼働に向けての手続きが進んでいるということがございます。

安全性について、地域住民を含めた県民の皆様の理解がまだまだ足りないということは、県もそうですし、事業者である東北電力も、そういう理解でございますので、より幅広く、そしてもっと深い理解に繋がるように、安全性についてはこの計画のみならず、あらゆる手段を使いながら説明していかなければいけないと思います。そういったことを通じまして、可能な限り、原子力発電に対する安全性の周知に努めてまいりたいと思いますし、また、そうあっていかなければいけないと考えていますので、県としてもそこは力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。

【 西川会長 】

部長からも力強いお言葉をいただきましたので、何とか進めていただければと思います。ありがとうございます。

その他いかがでしょう。委員の皆さんから、この計画に対しての御意見あればと思いますがどうでしょうか。

それでは御意見がないようですので、それでは、今いろいろ御意見いただきましたけども、まずは、この原案どおりということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

さっきの三枝先生の数字のところは、例年の目標に対して、それを上回る数字を載せているのでそれが100%上限であるというのは目標が、毎年変わらないってことは、そのとおりだと思いますので、何か新しくそれが表記できるか考えてみたいと思いますので、まずは議案については精査したことでいかがでしょうか。

【 各委員 】

異議なし。

【 西川会長 】

よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、これをもちまして議題の「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」について終了いたします。

報告 イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について

(イ) 令和2年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況

(ロ) みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果

【 西川会長 】

では続きまして、報告にまいります。まずイの部分ですね、みやぎ食の安全安心県民総参加運動について。(イ)と(ロ)をまとめて、事務局の方から報告をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼課長補佐（総括） 】

それでは、みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業の進捗状況について説明をさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。まず報告事項のイ、みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況を御説明いたします。

資料6を御覧ください。今年度の各種事業の実施状況でございますが、新型コロナウイルスの影響により、全体的に後ろ倒しになっているとともに、中止の判断をした事業もございます。

まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、8月20日に説明会を開催し、9月から12月までの期間で活動いただいております。

次に、「モニターだより」につきましては、4月に第25号を発行し、6月には号外として、「新型コロナウイルス感染症と食」に関する内容で発行してございます。次号は今月発行を予定しております。

次に、「食の安全安心基礎講座」につきましては、食品添加物についてモニターだより第25号に掲載しております。モニターだより第26号では、「食品中の残留農薬」について掲載する予定です。

次に、「モニター研修会」につきましては、1月下旬に「食肉の安全安心」をテーマに開催を予定してございます。

次に、「生産者との交流会」と「食品工場見学会」につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、今年度の開催を見送ることといたしました。

次の「モニター制度の広報」につきましては、各種広報媒体やコンビニエンスストアのチラシ配架等で広報を行っております。

裏面を御覧ください。「モニター登録の状況」としましては、今年度に入りまして、29人が新規登録、28人の取り消しがございまして、登録者数は1,036人となっております。

次にアンケート調査につきましては、資料7-1のとおりですが、後ほど御説明させていただきます。

「講習会」につきましては、食の安全安心セミナーとして10月19日に、「水産物の安

全安心」をテーマに開催いたしました。2回目のセミナーは12月8日に「輸入食品」をテーマに開催が決まっております。3回目は2月上旬に「食品中の放射性物質」をテーマにした内容で開催を企画中でございます。

次に「地方懇談会」につきましては、地方振興事務所におきまして計画しております。これまでHACCPをテーマに開催したほか、農産物直売所の運営などをテーマに計画されているところでございます。

次の「取り組み宣言事業の広報」につきましては、各種広報媒体やコンビニエンスストアへのチラシ配架等で広報を行っております。

「取り組み宣言者の登録」の状況につきましては、今年度に入り111件の登録がございましたが、名簿を整理したところ廃業等が確認され、305件の登録を取り消し、2,772者となっております。取り組み宣言者の商品に貼付できるロゴマークシールの要望を確認しており、事業者へは12月上旬に配布する予定でございます。

続きまして、みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケートの調査結果について報告をさせていただきます。資料7-1を御覧ください。

1ページを御覧ください。上のほうに記載しておりますが、アンケートの対象者は、7月20日現在のモニター登録者1,037人でありまして、このうち547名から御回答いただきました。回答率は52.7%で、昨年度とほぼ同じとなっております。次に回答者の属性でございますが、男女別では男性が135人。女性が412人となっております。年代別では60代が144人、70代が168人などとなっております。

次に回答結果でございますが、時間の関係上の内容をかいつまんで御説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。問1では、食品の安全安心全般について聞いておりますが、「不安を感じる」と、「やや不安を感じる」の合計は55.5%となり、昨年度に比べ1.2ポイント減少しておりますが、半数以上の方が何らかの不安を感じております。

3ページを御覧ください。問2ですが昨年と比較しての意識の変化を聞いてございます。「不安を感じるようになった」と「やや不安を感じるようになった」の合計は24.1%となり、昨年度に比べ6.3ポイント増加しております。

4ページをお開きください。問3では、問2で、意識が変化した理由を聞いていますが、新型コロナウイルスに関連した理由を挙げる回答が多くございました。

5ページを御覧ください。食の安全性について、項目ごとに不安の程度を聞いていますが、不安の程度としましては、「輸入食品の安全性」が一番高く、次いで「環境汚染物質」、「残留農薬」となっています。

6ページをお開きください。問5は、安全で安心できる食品を供給するために重要だと思ふ取組と、十分に行われていると思ふ取組を尋ねる設問です。重要な割に不十分と思われる取組は「生産者の取組への支援」、「流通・販売段階における安全性の確保」となっております。

7ページを御覧ください。問6は信頼関係を確立するために重要だと思ふ取組と、十分に行われていると思ふ取組を尋ねる設問です。

重要な割に不十分と思われる取組は、「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促

進」となっております。

10ページをお開きください。問8の「県からの情報提供」につきましては、「十分である」と「おおむね十分である」の合計は58.3%となり、昨年度に比べ8.1ポイント増加しております。

続きまして15ページをお開きください。問11ですが、食品中の放射性物質について、「非常に気にしている」あるいは「ある程度気にしている」の回答者は64.8%となり、昨年度に比べ3.9ポイント減少しております。

続きまして20ページをお開きください。問14は、食品中の放射性物質について、どのような食品が不安かを尋ねる設問ですが、「魚介類」と「きのこ・山菜類」と回答する人が多くなっております。昨年度と比較し、「魚介類」は0.7ポイント増、「きのこ・山菜類」は8.7ポイントの減となっております。

続きまして、資料の7-2を御覧ください。こちらは、今年度実施しましたアンケートの設問のうち、過去数年間に行った同様の設問の回答結果をまとめたものになります。適宜、御覧いただければと思います。

以上、令和2年度の消費者モニターアンケートの調査結果の概要について御説明をさせていただきました。この調査結果は、モニターの皆様にお送りするとともに、県のホームページに掲載をさせていただきたいと考えております。以上で説明を終わります。

【 西川会長 】

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、確認したいことなどを含め、御意見をいただきますと助かりますが、いかがでしょうか。

浅野委員どうぞ。

【 浅野委員 】

浅野です。

モニターの年代別内訳と回収率を見させていただいたところ、20代、30代が圧倒的に少なく、ほぼ60代以降ということなのですが、若い世代のモニターを増やす努力っていうのはどういう形でされてるのですか。データに意味がないんじゃないかと思うくらい低い気がするんですが。

【 西川会長 】

よろしいですか。

はい。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼課長補佐（総括） 】

全体のモニターの年代構成としましては、若い方が少ないという構成になっておりまして、さらにこのアンケート調査で毎年若い方の回収率が悪いというところで、県としましても昨年度は、それまで紙面でアンケート調査回収しておりましたけれども、インターネットで回答ができるように改善を図ったところです。さらに今年度につきましては、QR

コードをアンケート調査用紙の表紙に記載させていただきまして、スマートフォンでかざしてそのままスマートフォンで回答できるよう改善を図ったところですが、結果としては回収率は、昨年度は51.7%で、今年52.7%ということで、ほぼ同じという結果になってございます。

ただ、昨年度に比べまして、こちらには記載がございませんが、二十代以下のアンケートの回収率が、昨年度11.4%から今年度21.1%になっております。同じく30代も21.1%から33.3%ということで、若い方のアンケートの回収率は少し上がったと思っております。

今後も若い方の御意見も頂戴できる取組を続けてまいりたいと思っております。

【 浅野委員 】

具体的にどのようにして若い世代のモニターを増やす取組をしていらっしゃるのでしょうか。実質10%増えたというのは、例えば3人の回答が4人になったという程度だと思うのですが。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

この問題について若い人の関心が低いというのは確かでございます。例えば、女性の方ですと、子供が生まれてとか、年齢が上がってから、興味を持つ方がいらっしゃるということでございます。ただ、それでは全体の把握ができないので、インターネットでも募集しておりますし、それからチラシもいろいろな場所で配っております。

コンビニは若い人の利用が多いので、チラシを置いて、少しでも手にとってみてもらおうとしております。それから県政だよりも掲載して全戸配布をしております。特にその年代だけを狙ってるわけじゃないのですけれども、そういった広報活動を通して、若い人にも関心を持ってもらおうという努力をしているところでございます。

【 西川会長 】

この話題は毎回出てくる話題でして、若い方にどうやって参加していただくかということが常々話題になるのですけども、なかなか意識付けが難しいようでして、もっと積極的に行ければということだと思いますけども。

委員の皆様からもぜひ、若い人たちにも、参加していただくような、そういう啓蒙じゃないですけどもそういう活動もぜひお願いしたいと思えます。

学生にも言ってはいるのですが、なかなか出てこないんですね。ぜひお願いいたします。

加藤委員どうぞ。

【 加藤委員 】

はい。加藤でございます。

今の若い世代を増やすっていう、実際にそれが進むかどうかわからないのですが、各個人に向けて募集するというのも手だと思うのですけど、そういう食に関心があるような企業に対して、その職員にモニターになっていただくよう、企業に働きかけることはできな

いでしょうか。

あと学生はまだ難しいかと思うのですが、食に関心のある企業の職員の方に企業を通して、モニターになってもらうように働きかけるとい手だては、考えられないのかなと思っております。

あとは前回も言いましたけど、この紙ベースっていうこと自体が若い人には合わないですよ、スマートフォンで完結することが当たり前なので、ネット環境で完結するように募集をしていかないと、なかなか若い人を取り込むのは難しいと思いました。

あと、モニターだよりを郵送していると思うのですが郵送代もかかると思うのですが、メールのできるのであればすべてウェブ上でできるようにどんどん変えていかないと若い世代を増やすのは難しいのではないかとモニターの傾向を見て思いました。

唯一のモニター活動のアンケートに答えるという、1年に1回やることですが、回収率が半分っていうのも何かモニター自体の意識というか、継続していて何となくモニターになっている方もいるのではないかと思いますので、ある一定の時期、何かを変えていかないと、この情勢に合わせて変えることも考えていただければと思います。

あと別件なのですが、モニターアンケート結果の6ページ7ページのところですが、「重要だと思うけど十分に行われていない」というところで、毎回、たぶん出ていることだと思うのですが「流通販売段階における安全性の確保」というところで、企業としては流通販売段階に向けて安全性確保はやるのが当たり前になっていますが、消費者から見ると、安全性の確保は大丈夫なのだろうかと思われているということで、7ページを見ると、生産者・事業者・消費者との相互理解の促進が十分行われていないのではないかと、この二つを合わせると、行政がここで、先ほどの計画に関わることだと思うのですが、コロナの影響もあってなかなか難しいと思うのですが、リスクコミュニケーションをやっていかないと、生産者・事業者・消費者が近い関係になっていかないと、どういったことをやっているのかが見えなくなると思うので、せつかくアンケートを毎年とっているの、アンケートの結果をこういう計画に活かしましたと言っていけるようにしていかないと、アンケート取ったら取りっ放しっていうのもモニターの方も出している意味っていうか、そういう思いも伝わらないと思いますので、ぜひともアンケート結果を、計画のこういうところに反映させましたというのを、モニターの方に返すこともしていただきたいと思しました。以上です。

【 西川会長 】

はい、ありがとうございます。

よろしかったら、はい、お願いします。

【 熊谷委員 】

毎回、似たような設問で、それに答えている感じなのですが、モニターを通して県民の声を聞くということにして、全然モニターでない若い方、なるべくその人より若い人をお願いして、書いて出してもらうという手もあるのではないのでしょうか。

モニターさんでなくて、県民の声を聞きたいっていうことで、モニターさんは大体似たような答えが毎年出ている感じなので。

私もモニターをして、いつも同じ設問だし、食だから同じ設問でもいいのですが、例えば家族の中にも若い人がいたら、孫の考えはまた違うかもしれないので、そういう人たちの意見を聞くということも一つではないかと思うんです。どうでしょうか。

【 西川会長 】

はい。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

モニターの年齢構成、ずっと是正というところだと思うんですけども、今加藤委員がおっしゃったように企業にアタックしたらいいのではないかといいこと、一つのアイデアとして承りたいと思ってございます。

それからスマホで完結するというのは我々もすごく楽かと逆に思うのですが、今の段階がそうなのですが60代70代になってくると、持っている方もいらっしゃいますけれども、何でスマホでないとできないのって言われてしまう。うちネットないよという話になって、オンリーというのは難しいので、どうしても、今年もやりましたけれど併用という形になるのはやむを得ないと思っていますところ。ただ、我々としてはなるべく経費の問題とか、迅速性・スピード性の問題もありますので、なるべく電子媒体でやればいいなと思っていますところでございます。また一方で、異なる意見もあることなのでその辺を考えていく必要があるところでございます。

それからモニター以外の方にもというところですが、昨年度は県民意識調査の中に項目は若干違うのですが、食に関する設問を入れさせていただきましたので、機会をとらえていろんなことをやっていきたいと思ってございます。毎年同じような質問ということもありましたけれども、どれぐらい変化があるのかという経年変化を確認する意味でも、同じような質問になるかもしれませんが繰り返したような質問が多くなってしまふところは御理解をいただきたいと思ひます。ただ、年齢構成、若い方にモニターになっていただいて意見をどんどん吸い上げるという努力をしたいと思ってございます。

【 西川会長 】

よろしいですか。加藤委員もよろしいでしょうか。

それでは氏家委員どうぞ。

【 氏家委員 】

モニターへのアンケートですが、モニターになっているという時点で、食への関心がある人達ということ前提にした設問だと思うのです。私も学生にやらせましたけれども、逆に学生は、食の安全性について、「こういった項目に気をつけなきゃいけないのか」といった感じでアンケートをすることによって、勉強しているみたいな側面も出てきたかと思ひますので、そういう意味で、モニターの方とそうじゃない一般の方とは分けて考えないと、この設問をそのまま若い人にとっても健康栄養という学科で食に関係・関心のある学生ですらそんな感じなので、ランダムに若い人となった場合には、意識がぐっと下がるのかと思ひます。このアンケートの設問では答えられないのではないかと感じていま

す。そのため、二つに分けて考えられて、モニターはモニターなりにと整理してかないと難しいのではないのかと思いましたので、そのあたりを述べさせていただきます。

【 西川会長 】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい。

【 食と暮らしの安全推進課 小野寺課長 】

はい。

昨年度実施いたしました意識調査の中で、最初は難しめの質問をしたのですけれども、調整していく中で、もっと、簡単に・分かりやすく・答えやすいように質問をしてくださいという御意見を受けて、かなり変えていった部分もございますので、先生おっしゃるとおり、中身を吟味しながら、調査する時にはやっていきたいと思っております。

それから1点だけちょっと言わせていただきたいのですが、回収率を上げる方法として、来年度から一つ試みをしようと思っております。これがいいのか悪いのかという賛否があるかもしれませんが、来年度から、答えていただいた方に抽選で何かを差し上げようかという、「飴とムチ」の飴作戦を展開しようかと考えてございます。わずかな予算なのですが、来年度確保いたしましたので、その辺何がいいかも含めて検討して、それで少しでも回収率のアップにつなげていければと思っております。

【 西川会長 】

先ほど加藤委員からもありましたが、この、アンケートの結果が出てきてそれをどう生かしているかというところがなかなか見えないので、何か提供する時に、昨年の結果に対して今年はどういうふうなことでやってますということを紹介することもあればいいのかと思いますのでぜひその辺りも考えていただきたいと思っております。

その他いかがでしょうか。どうぞ。

【 高橋伸治委員 】

私も、何か回答したらあげるっていうのが一番だと思います。今の若い人達は、得か損かみたいな部分で動く部分があったりするので、例えば私だったら、どれくらいの予算かわからないですけど、お米の「だて正夢」を送って、さらにそれに対しフィードバックしてもらおう。アンケートに答えたら「だて正夢」を送って、もらって作って食べたら、「めっちゃおいしい」とか、「マジうまい」とかって書いてもらった感想を、オープンリリースすると、実はそれがあげたものなんだけど、PRの部分として生の答えをもらって、実は広告宣伝費の削減というか、逆にリアルな声としてPRに使えるので、与えるだけ一方、あげるだけ一方、じゃなくて受けるメリットもある。与えるだけ一方じゃなくて、必ず何かコメントちょうだい、食べた感想をお答えくださいみたいにしたらいいかと思いました。

それとはまた別の話で、不安を感じていらっしゃる方が半数以上いるという部分で、私初めて参加して、正直このアンケートにびっくりしているのですけれども、その不安を感じている項目の中で、「輸入食品の安全性」が最も高いという部分なのですが、どうして

も、肉でも魚でも、野菜でも、国産の方がいいよねというのは、誰しも思っているところなんです。ただ、そこには、コストが絶対ついてくるんです。同じ値段だったらわざわざ輸入品を買わない。安いから輸入品を選択しているという、消費者の選択の部分、理想論じゃなくて、本音と建前という部分があって、本音は消費活動に現れるんです。身銭を切って、どっち買うの、高くても私は安全安心な国産を買うんだっていうのだったら、安い輸入品がこんなに売れるわけではないというか、国産の方の消費が伸びるわけで、これが実は本音なんだろうという部分です。

でも、できれば、本当は消費者の皆さんだって、もうちょっと安ければ国産の方を買いたいんだけど、これだけ輸入と国産の価格差があると、どうしても輸入品に手を出さざるをえないという、いろんな部分の葛藤があった中での消費活動という部分で、輸入品になっていると思うのです。理想と現実のギャップです。消費者と我々サプライヤー側の部分の生産者側の部分のギャップ、安全と安心のコストっていう部分を、どこでどのように調整させるのかという部分。そこは、どの程度まで、誰がどこまで踏み込んでいくのかというところなのかと思います。

だから最後はコスト、経済活動の中のコストという部分、この部分を避けては通れないような気がしているのですけれどもいかがでしょうか。

【 西川会長 】

難しい課題ですけど、輸入食品と国産品、輸入食品の方が危ないと思われていることが、コストは別にして、少し問題の部分があるのかと思ってます。

当然国として、県としても、水際でそういった危ない食品は排除されているし、実際にその防疫体制を含めて、モニタリングして、その中で排除しているので、授業でも言うのですが、国産品だから安全というわけではない時代になってきているので、実際には、そのあたりをきっちり、データを示していかないといけないのかな。コストが違うのは当然なのですけれども、そういう意識を変えることも大事なのかと思うのですがどうでしょう。

はいどうぞ。

【 環境生活部 鈴木部長 】

非常に難しい問題だと思います。

すぐこれが正解だという回答はないかと思うんですが、会長が言われましたとおり、いかに正しい正確な情報を提供・開示するのかということと、そのチェック体制を国なり県なりが、きちっとやっていくということ。さらに、先ほど来、多少御意見も出しましたが、生産者の方じゃなくてその消費者の教育をどういうふうにしていくか、正しい情報をどう理解してもらい消費行動につなげていくか、それは極めて重要だと思いますので、それぞれ生産者側、あるいは消費者側、そして、その間に入る行政という、非常に息の長い取り組みになるかと思いますが、そこは先ほど言われましたような意見を踏まえて、県行政としては、可能な限り取り組めるところは取り組んでまいりたいと思っております。

【 西川会長 】

はい。ありがとうございます。

安全な食品を提供する側として、安心して結びついてないところを埋めるのがリスクミヤ、行政かと思うので、そこをうまく埋めてく形で、この委員会もやっていければと思いますのでよろしくお願いいたします。

その他いかがでしょう。それでは、これで報告（イ）の、みやぎ食の安全安心県民総参加運動について終了したいと思います。

ロ 食品に係る放射性物質検査結果について

それでは、報告（ロ）になりますが、食品に係る放射性物質検査結果について事務局から説明をお願いいたします。

【 食と暮らしの安全推進課 千田技術副参事兼課長補佐（総括） 】

それでは資料 8 を御覧ください。

令和 2 年 4 月から 1 0 月までの 7 ヶ月の間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査結果について簡単に御報告させていただきます。

県では、平成 2 9 年 3 月に策定しました、「東京電力福島第 1 原子力発電所事故被害対策実施計画（第 3 期）」に基づきまして、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために、本県放射線・放射能測定実施計画を定めております。

これにより県の関係部局におきまして、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等につきまして、それぞれ検査を実施しております。

では、1 0 月末日までの検査結果につきまして御報告いたします。中ほどの食品に係る放射性物質検査結果の表を御覧ください。出荷前件数についてですが、上から順に、野菜類・果実類・穀類・茶の農産物は 8 2 2 点、原乳は 3 5 点、牛肉は 2, 8 7 7 点、海産魚種・内水面魚類などの水産物は 8, 4 5 9 点、きのこ・山菜等の農林産物は 6 4 5 点、イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカなどの野生鳥獣肉は合わせて 2 3 1 点、合計 1 3, 0 6 9 点の検査を実施いたしました。

表の一番右の列を御覧ください。基準値を超過しました品目は、林産物でコシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、ワラビ、野生鳥獣肉でイノシシとなっております。いずれも野生のもので、中ほどの基準値超過数の列にお示しのとおり、計 3 3 点ですが、すべて出荷制限指示が出されております。

また、野生鳥獣肉の欄の下段に記載しておりますニホンジカ 1 6 1 点につきましては、出荷を目的に全頭検査が行われたものでございます。

今年度に入り、出荷制限指示の解除を受けた品目は、8 月の会議で報告後に変更はなく、丸森町の栽培ゼンマイと、石巻市の露地原木しいたけ 1 名の 2 品目となっております。

次に出荷後の検査ですが、一般食品等の流通食品は 1 9 8 点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

次にその他の検査は学校給食で使用する食材ですが、1 1 7 点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

一番下の住民持込測定結果の表を御覧ください。住民持込測定についてですが、これは

県内の市町村で自家栽培や、自ら採取した食材などを住民が持ち込み測定しているものですが、測定点数は321点で、うち9点が基準値超過となっております。基準値を超過した品目はきのこ類、山菜、タケノコとなっております。

検査結果などは、みやぎ原子力情報ステーションで品目別に公表しております。資料の一番上に記載しておりますホームページを参考にさせていただきますよう、お願いいたします。

続きまして、資料の裏面を御覧ください。表面の数値には反映されておりましたが、今月に入りまして、検査を行った結果を受けまして、11月9日付けで「気仙沼市で採取された野生きのこ」の、出荷自粛要請を行っておりますので御報告します。

資料にありますとおり、気仙沼市で採取された野生コウタケをフリマサイトで購入した方が購入品を福島市に持ち込み、放射性物質検査を行った結果、基準値を超えるセシウムが検出されたとの連絡が福島市よりございました。

それを受けまして宮城県において販売者の調査及び指導を行い、販売者は在庫の出荷停止と当該品の自主回収を行いました。

また、気仙沼市で採取された野生コウタケを、宮城県において検査した結果、資料のとおり基準値を超えるセシウムが検出されたことから、気仙沼市及び市場等流通関係者に「気仙沼市で採取された野生きのこ」の、出荷自粛要請を行いましたのでお知らせします。以上で報告を終わります。

【 西川会長 】

はい、ありがとうございます。ただいまの御説明に対して、確認したいことなどを含め、御意見ございましたらお願いいたします。

はい。

【 三枝委員 】

放射線の問題は非常に風評被害とかいろんな問題で大変だと思います。それで、商品として出されているものはほとんど安全だってことがわかったのですが、私は昔からよくキノコとか山菜とかを取るのを楽しみにしております。

特に仙台はこの表に出てくるコシアブラっていうのは、かなり民間の方は喜んで食べていると思います。商品として出てきたものが引っかかるのは分かるんですけども、県民の知りたい情報は、どこで採ったら安心かというようなことも知りたいのです。

県全体の、例えば汚染状況と、これ山林ですから、とにかく基準に引っかかっているのはほとんどが林産物ですね。山林だから除染をしていないし、問題だと思うんですけども、放射能汚染の地図みたいものの公開とか検討されているのでしょうか。というのは、これ見ると32点で大したことないように見えるんですけど600点の内32点ですけども、やっぱり皆さんが楽しみながら山菜を採るのを、宮城県は安全だなあと思っているんですけど、こういうのが出てくると、もう二の足を踏んじゃうんです。逆に、安全宣言のできるような地域ってあるのでしょうか。

そういう県民の方が普段の生活上楽しみにしている山菜とかきのこの安全宣言を、宮城県の場合できる地域があるのでしょうか。あったら、何かしていただくと非常に嬉しい

のですけど。

【 原子力安全対策課 須藤技術主幹 】

原子力安全対策課の須藤と申します。

今まさにどこが安全なのかという御質問ですが、私どものホームページで「みやぎ原子力情報ステーション」というものがございます。その中で、出荷制限一覧という表がございます。その中には、原木しいたけで出荷制限がかかっている地域が北の方から、市町村名が書いてます。例えばの話なんですけど、その表に入っていない地域であれば、基本的には出荷していいことになってます。

例えば今回、気仙沼のコウタケで基準超過が出ましたが、それは今まで表の中に入っていないませんでした。

採取した物をたまたま今回フリマに出して福島で検査されて、基準超過が出ましたということで、出品者が保管していた物を改めて県が測ったら、同じように基準超過が出てきたということです。今までは基準超過の物がなかったと思いますが、山のどこで採取したかは分かりませんが、たまたま採取したところに放射性物質が残っていたところがあったのかと推測します。出荷制限一覧表というもののの中で、出荷制限地域にかかってないところは採っても大丈夫なことになってます。ただそれをマップにしているかと言われると、そこまではしてません。

あと、資料8のページの一番下の住民持込測定検査というのが、私が所管している部分でございます。これは各市町村に食品の放射能測定をしていただく装置を入れておまして、無料で測定できます。基本的には持ち込みをして検査してもらうことになってます。たださすがに、約10年経ちますので、持ち込みをする人が大分減ってきておまして、スタートした時はこれが1万件とかあったのですが、5年を過ぎたあたりから、1,000件ぐらいつつしかなく、去年は700件程度という持込検査の結果でした。

そのため、もうそろそろ食べてもいいだろうと思って山に入って採って見たら、やっぱりまだ放射性物質が残ってましたってということで、今回も321件で、9件の超過が出たということになります。ただ、持ち込みがこの10年の間で10件程度しかないっていう市町村は、もうやめたいということで、検査をやめているところが、2町村ぐらいあります。仙台は、各区役所に1台ずつ入れておまして、しっかり計っておりますので、近辺の方は持ち込んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

【 西川会長 】

はい、ありがとうございます。

よろしいですか。どうぞ。

【 林業振興課 小野技術副参事兼課長補佐（総括） 】

林業振興課でございます。

ただいまの原子力安全対策課からの発言に、若干補足させていただければと思います。

我々の林業振興課は流通前の山菜やキノコですとか栽培物のキノコ等の検査、あるいは出荷制限解除等を行なっています。

野生の山菜・きのこ類は場所ですとか、種類によって汚染状況が様々でございます。出荷制限かかっていないからといって、必ずしもその個体が、その場所が安全かということですが、流通品であれば流通前検査等で「安全」を確認しております。ご自身で食べられる場合においては、今お話のあった住民持ち込み検査で確認するなどの形で安全を確保していただいて、安心して山の幸を楽しんでいただければと思うところでございます。

あと何といっても、きのこや山菜は種類の判別が難しいので、食中毒にも十分御注意いただいて、土地の管理者様と良好な関係のもとで、山の幸を楽しんでいただければと考えております。以上でございます。

【 西川会長 】

はい、ありがとうございます。

その他いかがでしょう。

それでは、質問がないようですので、報告事項につきましては以上となります。

では最後にその他になりますが、委員の皆様から、何かありましたら、御提案いただけないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他もございませんので、以上で本日の議事は一切終了したいと思います。事務局の方にお返しいたします。

4 閉会

【 食と暮らしの安全推進課 小林水道事業広域連携専門監兼課長補佐（総括） 】

西川会長様、議事の進行大変ありがとうございました。

以上をもちまして令和2年度第2回みやぎ食安全安心推進会議を終了いたします。

なお、次回の第3回推進会議は、令和3年2月9日の開催を予定しております。

詳細が決定しましたら、文書にてお知らせをさせていただきます。

本日は長時間にわたり、まことにありがとうございました。